

2020年10月

投資者の皆様へ

T & Dアセットマネジメント株式会社

「米国リート・プレミアムファンド（毎月分配型）」
信用リスク集中回避のための対応実施のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は「米国リート・プレミアムファンド（毎月分配型）」（以下、「当ファンド」といいます。）
をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当ファンドの下記のコースにつきまして、「信用リスク集中回避のための投資制限」
における「デリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率」が
一時的に10%を超過したため、速やかに制限内に収める対応を実施しましたことをお知らせ
いたします。

なお、この対応はファンドの基準価額に直接的な影響を与えるものではありません。詳
細内容につきましては、下記をご覧ください。

今後とも引き続き当ファンドをご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

信用リスク集中回避のための対応を実施したコース

コース名	投資制限を超えた日	対応が終了した日
円ヘッジ・コース	2020年9月7日	2020年9月8日

■デリバティブ取引等について

当ファンドの各コースは、円建の外国投資信託証券「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II-US リート・プレミアムファンド」の各クラス（以下、「組入外国投資信託」といいます。）及び国内の投資信託である「T & D マネープールマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。この組入外国投資信託では、米国リートへの投資やオプション取引及び為替取引等を直接行わず、デリバティブ取引の一種であるスワップ取引を活用して、投資成果を実質的に享受することを目指す運用を行っています。

■信用リスク集中回避のための投資制限について

当ファンドでは、約款において「信用リスク集中回避のための投資制限」が以下の通り規定されており、この投資制限のうちデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を10%以内に収めることとしています。

（約款よりの抜粋）

運用の基本方針

2. 運用方法

（3）投資制限

⑤一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

■デリバティブ取引等エクスポージャーについて

当ファンドにおけるデリバティブ取引等エクスポージャーとは、スワップ取引において「スワップ取引評価額から担保受入額を差し引いた正味の担保不足額」を指し、具体的には以下となります。

スワップ取引において、決済日までの期間中日々、組入外国投資信託はスワップ取引評価額に相当する金額の担保を取引相手より受け入れます。当該評価額及び受け入れるべき担保額が確定した日の翌営業日以降に、当該担保を受け入れることになっています。

デリバティブ取引等エクスポージャーが発生する主な要因として、①スワップ取引評価額及び担保額の確定日と担保の授受日が異なること、②確定した担保額の単位（値刻み）が相対的に大きいためスワップ取引評価額との間に差額が発生すること等が挙げられます。特に、相対的に大きなスワップ取引評価額の増加が単一日に発生あるいは連続した複数日に渡って累積して発生した場合に、受け入れ担保不足額の当ファンドの各コースの信託財産の純資産総額に対する比率が一時的に投資制限である10%を超過することがあります。

以上